（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）

**第九条**　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　法第二十三条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第九条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は賃貸住宅管理業の廃止について相当の理由のある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二　前号の期間内に法第九条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は賃貸住宅管理業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であって前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの

（賃貸住宅管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

**第十条**　法第六条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、財産及び損益の状況が良好であることとする。　（新設）

（登録事項の変更の届出）

**第十一条**　賃貸住宅管理業者は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、別記様式第九号による登録事項変更届出書を提出しなければならない。

2　変更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第七条第一項第一号ニ及びホに掲げる書類並びに当該役員が法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。　（新設）

（廃業等の届出）

**第十二条**　賃貸住宅管理者は、法第九条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、別記様式第十号による廃業等届出書を提出しなければならない。　（新設）

（業務管理者の職務）

**第十三条**　法第十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。　（新設）

一　法第十三条の規定による書面の交付及び説明に関する事項

二　法第十四条の規定による書面の交付に関する事項

三　管理業務として行う賃貸住宅の維持保全の実施に関する事項及び賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理に関する事項

四　法第十八条の規定による帳簿の備付け等に関する事項

五　法第二十条の規定による定期報告に関する事項

六　法第二十一条の規定による秘密の保持に関する事項

七　賃貸住宅の入居者からの苦情の処理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、賃貸住宅の入居者の居住の安定及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の円滑な実施を確保するため必要な事項として国土交通大臣が定める事項

（業務管理者の要件）

**第十四条**　法第十二条第四項の国土交通省令で定める要件は、管理業務に関し二年以上の実務の経験を有する者又は国土交通大臣がその実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者で、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。　（新設）

一　法第十二条第四項の知識及び能力を有すると認められることを証明する事業（以下「証明事業」という。）として、次条から第二十九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録証明事業」という。）による証明を受けている者